

日程第十五 議案第十六号

昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第三号) (審査報告)

日程第十六 議案第十七号

昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号) (審査報告)

日程第十七 議案第十八号

昭和六十三年年度福生市一般会計予算 (審査報告)

日程第十八 議案第十九号

昭和六十三年年度福生市国民健康保険特別会計予算 (審査報告)

日程第十九 議案第二十号

昭和六十三年年度福生市老人保健医療特別会計予算 (審査報告)

日程第二十 議案第二十一号

昭和六十三年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算 (審査報告)

日程第二十一 議案第二十二号

昭和六十三年年度福生市下水道事業会計予算 (審査報告)

日程第二十二 議案第二十三号

昭和六十三年年度福生市受託水道事業会計予算 (審査報告)

日程第二十三 議案第二十四号

市道路線の認定について (審査報告)

日程第二十四 議案第二十五号

市道路線の廃止について (審査報告)

日程第二十五 陳情第六十二・十九号

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情書 (審査報告)

日程第二十六 議案第二十七号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書 (審査報告)

日程第二十七 陳情第六十三・十六号

「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書 (審査報告)

日程第二十八 閉会中の継続審査申し出について

日程第二十九 特定事件の継続調査について

午前十時 開議

○議長(村尾米次君) ただいまから昭和六十三年第一回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長(村尾米次君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(須崎議会議務局長報告)

一、議案の訂正について(別添参照)

二、意見書の受理について(別添参照)

三、陳情書の受理について(別添参照)

○議長(村尾米次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(村尾米次君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 仲村清信君登壇)

○議会運営委員長(仲村清信君) おはようございます。御指名をいただきましたので、去る二十二日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず日程でございますが、新たに市長から提出された議案はなく、理事者からの議案の訂正について一件と、また継続審査となっていて結論が出ました陳情書一件に対する意見書のほか、本定例会で審議した議案の審査報告及び新たに提出された陳情一件であります。

次に、日程の順序でございますが、冒頭に議案の訂正についてをお願いし、その次に、お手元に御配付のとおり、各委員会からの審査報告を付託の順によりお願いし、意見書、新たに提出された陳情書の順序をいたしました。

次に、全員協議会であります。理事者側からの申し出があり、また議会側からも予定がありますので、本日の本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、田村市長在任中の定例会最終日でございます。本日の会議が、お互いに思い出に残るような会議に運営がされますよう、御協力をお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（村尾栄次君） これより日程に入ります。

日程第一議案の訂正についてを議題といたします。

本件について、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお許しをいただきまして、お詫びとお願いを申し上げます。

今定例会に提案申し上げております議案第三号及び第五号において誤りがございましたので、別紙のとおり議案の訂正方をお願いいたしております。まことに不手際でございまして、議案審議に御迷惑をおかけいたしますことを深くお詫びを申し上げます。と同時に、格別の御配慮をいただきまして、よろしく本件のお取り扱いのほどをお願いを申し上げる次第でございます。非常に不手際で申しわけありませんでした。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で発言は終わりました。

お諮りいたします。

本議案の訂正について承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、本議案の訂正については、承認することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二議案第三号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第三号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に先立ち、理事者より、ただいま日程第一で承認されました議案の訂正が提出され、その前提で審査いたしましたことを申し添えさせていただきます。

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、学校医の中でどのくらい兼務されているのか。また鉄道賃が実費になると、新幹線のグリーン車についてはどうかとの質疑に、耳鼻科医で二人おり、小中学校合わせて十校を、六校と四校兼務している。またグリーン車については、実費支給が建前であるとの答弁がありました。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第三議案第四号福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第四号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今改定によりそれぞれの等級の最高のものは幾らか。各市のラスパイレスの状況はどうか。また、現在管理職手当はどの程度の額を支給しているのかとの質疑に、今改定で最高の者は、部長で等級二十五号俸三十九万九千八百円、課長で等級二十一号俸三十八万二千八百円、係長で等級二十七号俸三十七万九千四百円、係員では三等級二十五号俸三十三万二千二百円である。ラスパイレスについては、福生市では六十一年四月の規定では一一・二・六であるが、六十二年四月においては集計中で正式に決まっていはいないが、一一・九八になると思う。各市の状況では、福生市は順位は上から七番目ではないかと思う。管理職手当の支給率については、部長が一八%、課長が一五%であるとの答弁がありました。

委員より、一等級の最高が二十五号俸ということであるが、来年になるとこの表では解決できなくなるのではないかとこの質疑に、一番上の号俸にくると初めの年は十八ヵ月の昇給、さらに一年たつと二十四ヵ

月の昇給ということで規定されているとの答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第四議案第五号福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第五号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

本案につきましても、議案第三号と同様冒頭に議案の訂正が提出され、その前提で審査いたしましたことを申し添えさせていただきます。

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第五議案第六号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第六号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、四百万円未満を一千万円未満に改めることによって、該当する会社は何社か。またその金額は幾らになるのかとの質疑に対し、該当する会社は約三十社で、金額としては三百万円ぐらいになるかと思うとの答弁がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第六議案第七号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第七号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、二十六市の評価額の平均と最高、最低を伺いたい。福生市の基準地の変更について、また各市の率の引き下げ状況について伺いたいとの質疑に対し、最高が武蔵野市で一三・二％の上昇率で、平均で平米当たり十万五百二十円であり、最低が秋川市で上昇率七・三％、平均で二万三千八百九十九円である。基準地については、福生市では四十五の標準地があり、その中に一カ所基準地がある。六十三年の評価替において、西口から東口の東町の方へ基準地が変更になった。そこについては、従来十七万八千円だったものが今回十九万九千円になり、一一・八％の上昇となっているが、他の標準地と合わせて全体では五・六％の上昇ということになる。平均で三万七千八百八十一円である。また、各市の引き下げについてはそれぞれ詳しく答弁がありました。

委員より、○・三を○・二八にするということは一步前進であり評価するが、理事者の説明の中のモデルケース云々については、資料として出せないものなのかどうかとの意見がありました。再度詳細に説明していただき、了解し、議事を進めました。

委員より、新聞に東京都の予算特別委員会、東京都はその減収に対してどのように面倒を見るのかとの質疑に、それは各自自治体で処理してもらいたいとの答弁があったと書いてあるが、このことについて理事者は承知しているのかとの質疑に、田村市長は、市長会でもこの問題は出たが、特別な調整交付金等で

何とかしてほしいということを会長が申し込みに行ったようだが、各自自治体の判断に任せるということで話が終わったということを知っているとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 日程第七議案第八号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第八号につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、永田遊園について永田クラブを建て替えてその土地を児童遊園にするのか、また児童遊園として使用できる面積についての質疑に対し、理事者より、同じ場所に二階建て建てる。神社所有の土地と三人の方の共有である土地を合わせて全体を借りる。全体の面積は七百平米で、遊園地として使えるのは五百平米ではないかと思うとの答弁があり、委員より、玉川台児童遊園における防災倉庫の設置と、貯水槽の飲料水についての質疑があった後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第八議案第九号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第九号につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、六十三年保険税の平均アップ率について、また都のペナルティーの額はどのぐらいかとの質疑に、六十三年のアップは四・九％である。ペナルティーは六十一年度四千六百万円強、六十二年は一千万円程度でおさまるのではないか。六十三年については約五百九十万円と推定しているとの答弁があり、また委員より、国保運営協議会でどのような意見があったのか。さらに、資産割を賦課している市としていない市があり不公平である。今後の考え方についての質疑に対し、理事者より、運営協議会は二名の欠席を除いた全員が賛成しており、付帯意見として、ある程度のアップはやむを得ないが、一層徴収に努力をし、PRの推進、納税者の納得を得るよう努めてほしい。税は毎年見直しし、適正な賦課を實現してほしいとのことがあった。資産割については、二十六市の中でも率を下げていく傾向にある。補助率復活やペナルティー廃止につき、市長会を通じ国と折衝しており、近々結論が出るものと思うとの答弁があり、また、委員より、国がマル退との関係で補助率を引き下げたため、税率アップや一般会計からの繰入増額をしなければ運営できない状況になり、国が補助率を下げ、保険者に肩代わりさせているのは許せないことであり、この条例改正には反対であるとの意見もあり、本案について起立により採決しましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

できます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第九号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党を代表いたしまして反対討論を行います。

本条例は、国民健康保険税の値上げを行おうとするものです。値上げは率で前年比四・九%、額で、ベースアップ等の自然増を含め、被保険者一人当たり千八百五十九円となります。この値上げにより、国保税は三年連続の値上げとなり、被保険者である市民の命と暮らしを大きく脅かします。

なぜ国保税を値上げし、被保険者に大きな負担を強いるのでしょうか。それは、政府が国庫負担金の率を下げたことに最大の原因があります。国保の健全運営という名のもとに老健法を制定し、続けて退職者医療制度を創設しました。そして国庫負担金の率を、四五%から三八・五%へと引き下げたのです。その負担率の引き下げにより、政府の言う国保の健全運営どころではなく、福生市はもとより各自治体の国保会計は、大きな危機に見舞われているのです。

福生市においても、国庫負担率が四五%から三八・五%へ引き下げられた影響額は、六十三年度予算で約四千三百万円強となります。東京都におきましても各市に対し、保険税を二十三区並みとするようにと強い指導を行い、その指導に従わない自治体に対し、補助金にペナルティーを加えています。当市の六十三年度予算でのペナルティーは、推計で約五百九十四万五千九百円ということです。

以上述べましたように、本条例改正である国保税の値上げの理由は、国庫負担率の引き下げと、都補助金のペナルティーにあります。政府や都の責任を、市民の三九%の世帯が加入している国保加入者に税を値上げして負担を強いるというのは許せません。特に今回の税値上げは、均等割で一人当たり六百円の値上げで、総額千四十五万二千円の増となります。均等割の値上げは、所得の低い家庭ほど重い負担となります。そもそも国民健康保険制度は、国民皆保険制度として政府が責任を持つものです。その政府が負担率を引き下げたために、国保税の値上げが行われるのです。このようなときこそ、保険者である地方自治体、福生市は、国民、市民の命と暮らしを守るために、政府や東京都に対して負担率の引き下げをもとに戻すことや、ペナルティーをかけないように強く抗議を行うべきです。

また、このようなときこそ、一般会計からの繰入金を増額し、被保険者の負担を軽くすべきであるという見を述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者、五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、議案第九号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成討論を行います。

本議案は、ただいま委員長から報告がありましたように、厚生委員会におきまして慎重審査の結果、賛成多数をもって可決されたのであります。御存じのとおり、本議案の保険税改正内容は、国民健康保険運営協議会に諮問され、答申を得て上程されたものであります。この条例改正では、限度額を二万円引き上げ、均等割額を六百円引き上げる一方、資産割額の税率を二%引き下げ、また平等割額においても二百四十円引き下げるものであり、厳しい環境下の国民健康保険財政を考えると、市民の負担増をでき得る限り低く抑えるべく工夫された内容であります。

しかしながら、この保険税改正をもってしても、歳出面において年々増加する医療給付費及び老人保健拠出金の合計額が、昭和六十三年度では前年に比べ約二億二千七百万円、一三・四%の支出増が予定され、加えて歳入面では、一般会計から一人当たり平均一万三千七百七十七円、総額二億四千万円の多額の繰入

金を行わなければならないのであります。また、この税の見直しにより、歳入で都の補助金において、昭和六十一年度決算では約四千六百万円に及ぶペナルティーが課せられていたのが、昭和六十三年度予算の推計によると約六百万円で済むということは、国保税とペナルティーの関係が著しく改善され、約四千万円の税の負担が軽減されたことと等しいものであります。

国においても、現在、国民健康保険制度の見直し等を検討している重大な時期を迎えておりますが、この国民健康保険事業が単年度事業会計である以上、常に歳入歳出のバランスを図りつつ、健全なる財政運営を追求していくことこそ永遠のテーマであり、市民に対する行政サービスの向上につながるものと信じております。

以上のことから、自然増を含め一人当たり四・九%の引き上げは、被保険者に対し極めて低く抑えられた内容であり、健全なる国民健康保険事業運営上妥当であると認識するものであります。福生市国民健康保険事業が円滑に運営されるよう、ますます努力されることを要望して、賛成討論いたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（村尾栄次君）

以上で討論を終わります。

これより議案第九号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君）

起立多数であります。よって、議案第九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君）

日程第九議案第十号福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君）

御指名がございましたので、議案第十号福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。公開資料の要請について、

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、西口の駐車場のスペースは三台分だが、それ以外にタクシーの待機場所は確保されているのか。理事者より、京王、大洋、秋川のタクシー会社三社の三台分以外は待機場所はないが、駅前の交通混雑を避けるよう、駐車場貸し付けに当たりタクシー会社と十分協議しながら対処していきたい。

委員より、個人タクシーの乗り入れは認められているのか。理事者より、駐車場は有料で三社に貸すことから乗り入れは認めないが、そのほかにタクシー乗り場として二台分のスペースがあり、ここへの乗り入れは規制がないので考えられる。

委員より、今後東口駐車場の料金改定の際の西口駐車場の扱いについて、理事者より、東口、西口とも今後改定する際は同じ扱いとしていきたい。

その後、お図りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）

以上で質疑を終わります。

これより議案第十号について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十議案第十一号福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第十一号福生市都市公園条例の一部を改正する条例の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、田園公園のトイレの設置について、理事者より、六十三年度予算で設置する。なお、水洗トイレができるまでの間は仮設トイレを設置していく。委員より、田園広場公園は住民の要望により設置したのか。理事者より、この地区は全面的開発整備をする必要があり、当初多目的広場として市側の計画により設置した。

委員より、福生駅西口のシンボルタワーはハトがとまると思うが、清掃についての委託先はどこか。理事者より、今後の維持管理面で注意するが、委託先についてはこれから選定をしていく。

委員より、田園広場公園については、今後広場的なことでゲートボール場の設置等、種々の市民要望もあると思うが、近辺の開発も考え、余り金をかけないような、多目的に対応できるような態勢を維持されるよう要望する。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十一議案第十二号福生市国際交流基金条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第十二号につき、委員会における審査

報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国際化時代を迎え、国際交流に力を入れていく上で、国際交流基金ができたということは大変喜ばしいことであり、この基金から有為の人材が巣立つことを念願したいとの賛成意見がありました。

委員より、この寄附金は指定寄附なのか一般寄附なのか。また、基金をつくっていくことは結構なことだが、事業として海外派遣や姉妹都市提携が考えられるが、もう少し詳細な説明がほしいとの質疑に、この一千万円の寄附については特に指定はない。多額なので何らかの形でこれを生かすということで、内部で協議し、たまたま国際化について、当市でも検討中であつたので、これが適当であるとの判断からこの寄附金を基金の中へ充当させていただいたということである。また、細かいことについては、現在市内の国際化プロジェクトチームで検討しているが、他市の状況なども参考に、二十五歳未満の青少年を対象に、基金一億五千万円の収益六百五十万円をもとに、約十名ぐらい派遣できるだろうと考えているとの答弁がありました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十二議案第十三号福生市自転車駐車場設置条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第十三号につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、自転車駐車場の有料化について、また放置自転車の対応についての質疑に対し、他市では駅構内にあるものは有料だが、その他は無料である。放置自転車も、収容可能な施設ができた段階で考えたい。放置自転車は、警告してから一週間置き、次の一週間で所有者を探す形にしている。保管料については、規制区域を設けた段階でペナルティーを考えたい。

また委員より、盗難車が放置されることも多いと思うが、防犯登録等も調査されるのかとの質疑に対し、そういったものも調査しながら行いたいとの答弁があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。